

徳島子どもと教育

徳島県教職員の会
〒771-0017徳島市川内町鶴島115
黄金ビル 徳島労連事務所内
TEL 088-665-6644
FAX 088-665-2117
携帯 090-2891-5189
eメール dp12287892@pf.lolipop.jp
2016年4月1日 №.205

「一目で分かる自民党『日本国憲法草案』」のご活用を

「戦争法廃止を求める統一署名」による2000万署名活動が全国各地で取り組まれています。最近の情勢の変化（下に詳述）を踏まえて作成された右欄の資料「一目で分かる自民党『日本国憲法草案』」を同封します。2000万署名活動での対話などでご活用下されば幸いです。

情勢の変化

戦争法から 日本国憲法9条を含む全面改憲へ

安倍首相は昨年、憲法9条が禁じる集団的自衛権を一部容認する戦争法（平和安全保障関連法）を、多くの国民の声を無視して強行可決しました。そして、今年になり、「私たちの手で憲法を書いていく」「憲法改正を目指す」（2016年2月3日、衆議院予算委員会）と答弁しました。これは、憲法9条のみならず、現在の日本国憲法の全面改悪の宣言であるとも言えます。

改憲勢力で2／3超は現実的危険性

参議院の非改選の改憲勢力は、自民、公明、おおさか維新などで88議席。7月の参議院選挙で改憲勢力が74議席を確保すれば2／3超になります。国会の衆参両院で改憲勢力が2／3超を確保する現実的危険性があるといえます。

「平和憲法を守りたい」の声は圧倒的多数

昨年の憲法記念日前に実施した憲法9条改正についての産経新聞の世論調査結果です。

・9条改正に賛成24・6%	反対64・1%	(2・6倍)
---------------	---------	--------

NHKが昨年11月4日～12月10日の間に、新たに有権者となる18・19歳を対象におこなった世論調査結果です。

・憲法9条を「改正する必要がある」16%	「改正する必要はない」57%	(3.6倍)
----------------------	----------------	--------

自民党「日本国憲法草案」の中身を知れば 憲法改悪反対が8割・9割にも

世論調査に回答した人の中には、憲法第9条の改正を、「自衛隊」が「国防軍」になる程度の認識の人も相当数にのぼると思われます。しかし、第9条の改悪は、国防軍に国民が徴兵され、その軍は世界中に派兵され、派兵を拒否すれば軍法会議で厳罰に処せられる可能性があるものです。また、国民には、国防の義務が課せられ、「戦争反対」といえば罰せられかねないものです。自民党の改憲草案の中身を知れば、これに反対する人が8割にも9割にもなり得るものだと言えます。

改憲案の中身を知らせるなかで2000署名に

教え子を戦場に送らないためにも、「2000万署名」に取り組む中で自民党改憲草案の中身を知らせ、戦争法と憲法改悪の危険性を多くの人と共有していくことではないでしょうか。

(文責・喜多)

ひとめわ かいせいろあん 一目で分かる自民党「日本国憲法改正草案」

安倍首相 「私達の手で憲法を書いていくべきだ」「(自民党の憲法改正) 草案を発表している」

(2016年2月3日、衆議院予算委員会)

「私の在任中に(憲法改正を)成し遂げたい」(2016年3月2日、参議院予算委員会)

↓ 安倍首相のめざす憲法がこれです。

	日本国憲法	自民党「日本国憲法改正草案」(2012.4.27)
前文	右の記述等なし	・「天皇を戴く国家」←* 戰前型に * ↓ 国防の義務 ・「日本国民は、國と郷土を誇りと氣概を持って自ら守り」
第1条	「天皇は」「日本国の象徴」	「天皇は、日本国の元首であり」「象徴」
第9条	右の記述等なし	・「国防軍を保持する」*「前文」「9条」で徵兵制が合憲に ・「国際社会の平和と安全を確保するために」「活動」 ・「国防軍に審判所を置く」*審判所はいわゆる軍法会議 ・「国は」「國民と協力して、領土領海及び領空を保全」
第18条	「何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない」	左の記述を削除
第21条	右の記述等なし	・「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動」 「結社」は、「認められない」*「認めないと判断するのは時の権力者。「戦争反対」と言えば逮捕される?」
	第96条 「憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議」	第100条 「憲法の改正は、衆議院又は参議院の議員の発議により、両議院のそれぞれの総議員の過半数の賛成で国会が議決」*憲法改悪を簡単にできるように
第97条	・「日本国民に保障する基本的人権は」「侵すことのできない永久の権利」	左の条文ごと全面削除
	右の記述等なし	第99条 (新設) *独裁につながる何でもありの条文 ・「緊急事態の宣言が発せられたときは」「内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定できる」 ・「緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も」「國その他公の機関の指示に従わなければならない」
	第99条 「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」	第102条 ・「全て国民は、この憲法を尊重しなければならない」→*国民をしばる憲法に ・「国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負う」→*天皇に尊重義務なし

*自民党憲法前文に国防の義務、第9条「国防軍」→ 戰争に協力する義務。徵兵制が合憲に

*現在の「民主憲法」「平和憲法」から → 戰争を中心とした「戦争憲法」に

*自民党憲法第98・99条「緊急事態」→ ナチスのヒトラーが独裁体制を確立した道と同じに

*自民党憲法全体 → 権力者をしばる憲法から、国民をしばる憲法に変質(立憲主義の否定)

非改選の改憲勢力→自民、公明、おおさか維新などで88議席。7月の参議院選挙、74議席で2／3超に

明るく元気に働くために 新年度のスタート時に確認を！

勤務時間や休憩時間について確認しておきましょう。よりよい各職場の勤務時間になるように取り組みましょう。



休憩時間は、労働基準法に定められたものであり、職場を離れて自由に利用できる時間で、職員一斉に必ず与えなければならないものです。違反した場合には、管理者に罰則があります。

会員のいるある職場では、勤務開始時刻と終了時刻だけ記していて、休憩時間を明示していませんでした。会員が、「休憩は何時ですか」と質問する中で、「休憩を一斉にとれない学校現場の特殊性があるので、各自休憩可能な時間に外出も含めて1時間自由に取つてよい」ことなどを確認しました。

形式的な休憩ではなく、実質的に意味のある休憩を確保しています。

民間の研究団体（小教研・中教研、県人権・都市人権など）への入会や研修会参加・研究発表・研究授業等は任意です。

2015年の県教委に対する要請で以下のようなことを確認しています。

「県人権教育研究協議会や校種別教育研究会などの民間教育研究団体への入会や研究大会への参加は、本人の意志を尊重するよう校長を指導すること」との要求に対して県教委からは、「本人の意志をふまえて、適切に行われるよう校長会等に働きかけたい」との回答がありました。

また、質疑応答の中で、小教研の会議や研究大会への参加・授業公開については、任意団体であるから職務命令を出せるものではなく、あくまでも小教研内部の話し合いで決められ、それを関係の校長が認める性質のものであることを確認しました。また、テスト問題やワークブックなどの作成会議等の参加についても同様であることを確認しました。



所属長が超過勤務を命ずることができるのは、限定4項目だけです。

公立学校教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外・休日勤務を命じないものとされています。時間外・休日勤務を命ずることができるのは、限定4項目で、臨時又は緊急にやむを得ない必要がある時に限られます。

- ①生徒の実習に関する業務（工場、施設、船舶、農林、畜産）
- ②学校行事に関する業務（学芸的行事、体育的行事、修学旅行的行事）
- ③教職員会議に関する業務
- ④非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

なお、修学旅行など、時間外勤務を命じた場合には、教職員の健康と福祉を害することにならないよう勤務の実情について十分な配慮がなされなければならないことになっています。

有給休暇は、労働者の請求する時季に与えなければならないことになっています。年休を有効に活用し、健康を維持しましょう。

年休は、管理者の承認を必要とするものではなく、「年休の届出」だけで成立します。年休をどのように利用するかについて、管理者が干渉することは許されません。

「事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる」管理者の時季変更権は、個々の授業等への支障の有無ではありません。学校教育が成り立たないような場合であって、通常はありません。なお、年休を与えない管理者には罰則規定があります。

超多忙な職場ですが、年休を有効活用し、心身の健康維持に留意ていきましょう。

